



埼玉県報

第 2873 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 10 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例のあらまし（子ども女性安全対策課）

条例

- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（子ども女性安全対策課）

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣市箕田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業の施行の認可（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道保谷志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道長瀨児玉線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道長瀨児玉線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 2・3 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官の氏名等掲示規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（警察本部 子ども女性安全対策課）

一 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）が公布されたことによる規定の整備

二 内容

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、条例に規定されるストーカー行為の定義に係る引用条項の整備を行うものである。

三 施行期日

平成二十九年二月十日

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー春日部小売店

埼玉県春日部市小渕字内田四百六十三―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 食品廃棄物のリサイクルに努めること。

(2) 小渕小学校の主要通学路に面しており、付近にはスクールゾーン設定区間がある。工事期間中、また開業後も交通安全に十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

埼玉県狭山市入間川千二十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計五者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

（変更後）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外未定

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年九月九日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東行田ショッピング広場

埼玉県行田市長野一―二―三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計四者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年二月八日認可した。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鴻巣市箕田土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告 示

埼玉県告示第百九十三号

和光市から和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十四号

坂戸市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十五号

鴻巣市から鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十六号

桶川市から桶川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十七号

久喜市から久喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十八号

熊谷市から熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十九号

本庄市から本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百号

熊谷市から熊谷都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百一号

和光市から和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二号

桶川市から桶川都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百三号

久喜市から久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四号

熊谷市から熊谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五号

鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十一号

熊谷市から熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称及び住所

久喜市菖蒲町菖蒲地区開発共同企業体

埼玉県入間市東町一丁目一番三号

二 事業施行期間

平成二十九年二月十日から平成三十年一月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字伊勢浦及び字陣屋の各一部

四 土地区画整理事業の名称

久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県入間市東町一丁目一番三号

六 施行認可の年月日

平成二十九年二月十日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び久喜市役所の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第二百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十九年二月三日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
石井 清七
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第六八四二号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>保谷志木線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市本町一丁目二四八三番一地先から 同市本町一丁目二四八三番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年二月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長九・五三メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市荒川贄川字向原八三一番六地先 から同市荒川贄川字向原八二六番一地 先まで		区 間
六・九三〇 九・六二〇	七・七〇〇 九・六二〇	敷地の幅員 (メートル)
四七・一四		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長瀨尻玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡長瀨町大字本野上字袋一一六番 一二地先から同郡同町大字本野上字袋 一三一番一地先まで	区 間
七・八一 二二・三八	七・八一 二二・一四	敷地の幅員 (メートル)
	五八・八八	延長 (メートル)
区域の一部変更である。	自転車歩行者道整備 工事(本野上工区) 平成二十七年二月十 日付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第四 号で告示した道路予定	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	長瀬児玉線
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字本野上字袋一一六番一 二地先から同郡同町大字本野上字袋一三一番一 地先まで
供用開始の期日	平成二十九年二月十日
備考	平成二十七年二月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号及び平成二十九年二月十日付埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五八・八八メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年二月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第十二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年二 月一日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百 六十一番三十九	指定に係る道路の位置
三十四・九七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県大久保浄水場で使用する電気
予定使用電力量 138,518,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県大久保浄水場

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話（代表）048-852-8841、（直通）048-856-5220

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場会議室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県大久保浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Okubo Water Filtration Plant (estimated kWh: 138,518,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841, 048-856-5220

告 示

埼玉県公営企業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県庄和浄水場で使用する電気
予定使用電力量 20,004,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

埼玉県庄和浄水場総務部総務担当

電話 048-746-4411

電子メールアドレス n464411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場入札室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県庄和浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Syowa Water Filtration Plant (estimated kWh: 20,004,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Syowa Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

100 Shinshukushinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113

Tel. 048-746-4411

告 示

埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県行田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 35,031,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県行田市大字小針 1632 番地 埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場会議室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県行田浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Gyoda Water Filtration Plant (estimated kWh: 35,031,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

告 示

埼玉県公営企業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県新三郷浄水場で使用する電気
予定使用電力量 45,442,400 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県三郷市南蓮沼 1 埼玉県新三郷浄水場

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1

埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当

電話 048-953-6565

電子メールアドレス q536565@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場会議室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Shinmisato Water Filtration Plant (estimated kWh: 45,442,400 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Shinmisato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasanuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028

Tel. 048-953-6565

告 示

埼玉県公営企業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県吉見浄水場で使用する電気
予定使用電力量 21,711,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場会議室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県吉見浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Yoshimi Water Filtration Plant (estimated kWh: 21,711,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

告 示

埼玉県公営企業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 29,196,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県狭山市大字上赤坂 471-3 埼玉県上赤坂中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話（代表）048-852-8841、（直通）048-856-5220

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場会議室 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 29 年 3 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 4 時まで
（必着）

なお、埼玉県大久保浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。

ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 30 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kamiakasaka Relay Pump Station (estimated kWh: 29,196,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 27, 2017

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841, 048-856-5220

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 172,800リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 1 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社齋徳商店
埼玉県羽生市中央 4 丁目 2 番 22 号
- 5 落札金額
60.26 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 12 月 16 日

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年二月十日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年二月十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 県議会平成二十九年二月定例会提出予定案件について
- ロ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任命について
- ハ 公文書不開示決定処分に係る異議申立事案の決定について
- ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第七号

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程（平成元年埼玉県選管告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条」を「第二十五条」に改める。

第四条第二項中「記載された」を「登録された」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県選管告示第八号

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程（昭和二十三年埼玉県選管告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第十九条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十七年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：債権管理の財務に関する事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
加入者としての地位喪失に関する規定について 【報告書79ページ】	<p>【指摘5】 加入者としての地位喪失に関する規定について</p> <p>加入者の脱退等については心身障害者扶養共済制度条例第16条に規定されているが、同条第1項において加入者としての地位を失う要件として「加入者が掛金を二月以上で規則で定める期間滞納したとき」と定めている。さらに心身障害者扶養共済制度条例施行規則第8条第2項で当該期間を二月と定めている。これにより、加入者は二月掛金を滞納した場合に加入者としての地位を失うことと規定されていることになる。</p> <p>しかし、現状の対応としては二月の滞納が発生したとしても、その時点で自動的に加入者としての地位を失う処理とはなっておらず、規則の厳密な運用がなされていない。実際の対応としては、加入者が生活困窮者などの場合、それぞれの経済状況等の事情を斟酌し、個別の判断による処理が実施されているのが現状である。加入者の個別の状況や、福祉制度である当該共済制度の加入継続への思いなどを考慮すると、やむを得ない状況もあったかと思料されるが、規則の厳密な運用を実施しなかった結果として、加入者によっては二月以上の長期にわたる滞納を発生させてしまう原因となっていることも事実である。当該状況への対応については、規則第8条第2項かっこ書きにおいて上記滞納期間について、「知事が特別の事情があると認める加入者については、知事が別に定める期間」とすることも規定されているが、同規定は現在適用されていない。</p> <p>条例及び規則により二月との要件が規定されている以上、当該条例及び規則の厳密な運用が必要である。また、個別の事情を勘案すべき事案については、上記規定を適切に改正・運用することで対応すべきである。</p>	<p>条例及び規則を踏まえた事務処理を定める「埼玉県心身障害者扶養共済制度事務処理要領」を平成28年11月に制定し、12月から施行した。</p> <p>その中で規則第8条第2項かっこ書きに規定されている「知事が特別の事情があると認める加入者」及び「知事が定める期間」の内容を定めた。「知事が特別の事情があると認める加入者」は、規則の規定により掛金に百分の八十の割合を乗じて減額された加入者とし、その加入者の地位を失う掛金の滞納期間を「知事が定める期間」として六月とした。</p> <p>「知事が特別の事情があると認める加入者」以外の者については、加入者の地位を失う掛金の滞納期間を条例及び規則で定める二月とし、厳密に運用することとした。</p>	障害者福祉推進課